

## 利用料金の支払方法が令和3年度から変更になります

①時期 令和3年4月1日から

②経緯 これまでの焼津青少年の家の会計は、「使用料及び教材費」は事務室、「食事料及びシーツ代」はレストラン部にて支払でしたが、令和3年4月1日より**上記の会計を事務室に一本化することになりました**。つきましては、下記の支払方法となりますのでご協力をお願いいたします。

③静岡県立焼津青少年の家利用料金の支払方法について

令和2年度まで

費目 支払方法	使用料	教材費	食事料・シーツ代・その他
振込	静岡県の発行する納入通知書により納入。用紙は当日手渡し又は後日所から郵送。	請求・納品書を当日発行。記載の振込先口座へ納入。(振込手数料は団体負担)	レストラン部にて会計
現金	領収書を発行。要望により指導者・研修生等で分けて発行。おつり可。	左記に同じ	

令和3年度から

費目 支払方法	使用料	食事料	シーツ代	教材費
振込	静岡県の発行する納入通知書により納入。用紙は当日手渡し又は後日 <b>県から郵送</b> 。 振込手数料不要で発行日から土日を含む15日以内に指定の金融機関にて納入。コンビニ不可。	左記に同じ	請求・納品書を当日発行。記載の振込先口座へ納入(振込手数料は団体負担)。	左記に同じ
現金	領収書を <b>1枚発行。原則、指導者・研修生等で分けない。</b> <b>おつり不可。1円単位でご用意願います。</b>	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ

補足

- 1 退所日に利用料金内訳書と納入通知書等(後日郵送の場合あり)又は利用料金内訳書と領収書のセットでお渡しいたします(別紙参照)。
- 2 原則、領収書は費目ごとで1枚のみ発行いたします。また、上記費目の合計金額を一括でお支払が可能です。
- 3 その他(海洋ドリンク、水筒補充用お茶等)は別途レストラン部にお支払いいただきます。
- 4 振込の場合、シーツ代と教材費は振込先が異なるため、別々で振込手数料をご負担いただきます。